

**標準文書保存期間基準(保存期間表)**

北海道地方環境事務所自然環境整備課

令和4年4月1日

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
その他の事項					
1	予算及び決算に関する事項	<p>(1) 岁入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他 の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）</p> <p>①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）</p> <p>②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ）</p> <p>③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）</p> <p>④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>概算要求の方針</li> <li>大臣指示</li> <li>政務三役会議の決定</li> <li>省内調整</li> <li>概算要求書</li> </ul> <p>・予定経費要求書</p> <p>・継続費要求書</p> <p>・繰越明許費要求書</p> <p>・国庫債務負担行為要求書</p> <p>・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書</p> <p>・行政事業レビュー</p> <p>・執行状況調査</p> <p>・予算の配賦通知</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。）</li> <li>財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。）</li> <li>上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書</li> </ul>
		<p>(2) 岁入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）</p> <p>①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ）</p> <p>②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）</p> <p>③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ）</p> <p>④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ）</p> <p>⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）</p>	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳入及び歳出の決算報告書</li> <li>国の債務に関する計算書</li> <li>継続費決算報告書</li> <li>歳入収額計算書</li> <li>支出計算書</li> <li>歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿</li> <li>徴収簿</li> <li>支出決定簿</li> <li>支出簿</li> <li>支出負担行為差引簿</li> <li>支出負担行為認証官の帳簿</li> <li>計算書</li> <li>証拠書類</li> </ul> <p>（※会計検査院保有のものを除く。）</p> <p>・意見又は処置要求</p> <p>（※会計検査院保有のものを除く。）</p> <p>・調書</p> <p>・警告決議に対する措置</p> <p>・指摘事項に対する措置</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。）</li> <li>財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。）</li> <li>財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。）</li> <li>上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書</li> </ul>
2	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	<p>①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）</p> <p>②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ）</p> <p>③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）</p> <p>④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>議事の記録</li> <li>配付資料</li> <li>中間報告、最終報告、提言</li> </ul> <p>・外国・自治体・民間企業の状況調査</p> <p>・関係団体・関係者のヒアリング</p> <p>・基本計画案</p> <p>・通知</p> <p>・事後評価の実施計画案</p> <p>・通知</p>	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置	
		<p>⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ）</p> <p>⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書</li> <li>・評価書要旨</li> </ul> <p>・政策への反映状況案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知</li> </ul>		
3	公共事業の実施に関する事項	<p>直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯</p> <p>①立案基礎文書（二十七の項イ）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）</p> <p>⑩①から⑨に含まれない軽微な文書</p>	<p>事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間</p> <p>5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・大臣指示</li> <li>・政務三役会議の決定</li> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの</li> <li>・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの</li> <li>・工事誌</li> </ul>	
4	国立公園等整備費等に関する事項	<p>直轄事業の執行に係る経緯・契約行為</p> <p>①政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項ヘ）</p> <p>②公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ）</p> <p>③事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）</p> <p>④事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ）</p> <p>⑤工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）</p> <p>⑥政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項ヘ）</p> <p>⑦①から⑥に含まれない軽微な文書</p>	<p>事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間</p> <p>5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業評価書</li> <li>・評価書要旨</li> </ul> <p>・協議・調整経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行委任事業（北海道）</li> </ul> <p>・実施案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等事業要望</li> <li>・直轄整備中期計画</li> <li>・国立公園等整備費</li> <li>・環境保全施設整備費</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費積算</li> <li>・仕様書</li> <li>・業者選定基準</li> <li>・入札結果</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事誌</li> <li>・事業完了報告書</li> <li>・工程表</li> <li>・工事成績評価書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業評価書</li> <li>・評価書要旨</li> </ul>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの</li> <li>・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの</li> <li>・工事誌</li> </ul>	
5	国際観光旅客税財源観光振興費に関する事項	国際観光旅客税財源観光振興費の管理・契約行為	<p>①事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）</p> <p>②事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ）</p> <p>③工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）</p>	<p>契約が終了する日に係る特定日以後5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施案</li> <li>・国立公園等自然整備調査費</li> </ul> <p>・経費積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・業者選定基準</li> <li>・入札結果</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事誌</li> <li>・事業完了報告書</li> <li>・工程表</li> <li>・工事成績評価書</li> </ul>	廃案
6	国立公園等維持管理費等に関する事項	維持管理費の管理・契約行為	直轄施設の維持管理に係る調整・手続き及び契約行為に関する文書	<p>契約が終了する日に係る特定日以後5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施案</li> <li>・国立公園等維持管理費</li> <li>・環境保全調査費</li> <li>・</li> </ul>	廃案

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
7 荣典又は表彰に関する事項	荣典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項（4）に掲げるものを除く。）	荣典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考基準</li> <li>選考案</li> <li>伝達</li> <li>受章者名簿</li> </ul>	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>榮典制度の創設・改廃に関するもの</li> <li>叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの</li> <li>国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの</li> <li>国外の著名な表彰の授与に関するもの</li> </ul>
		軽微な文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>推薦調書</li> </ul>	廃棄
8 法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	(1) 法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程	①勧告に関する経緯が記録された文書 ②勧告の内容及びその措置結果が記録された文書	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣指示</li> <li>状況の調査</li> <li>勧告</li> <li>措置結果</li> </ul>	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの</li> </ul>
		②法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省への協議案</li> <li>各府省等からの質問・意見</li> <li>各府省等からの質問・意見に対する回答</li> </ul>	
	(3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書 ②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告、資料提出の求め</li> <li>調査計画</li> </ul>	
		②届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料			
		③国有財産台帳の価格改定の経緯が記録された文書	10年	・価格改定評価調書	
		④国有財産を処分するための決裁文書	5年	・用途廃止関係	
		⑤①から④までに掲げるもののほか、国有財産に関する重要な経緯が記録された文書	5年	・国有財産台帳登録資料	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> <li>法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの</li> </ul>
		⑥①から⑤に含まれない軽微な文書	5年		廃棄
9 国有財産の登録・報告等に関する事項	国有財産の管理	①国有財産台帳及び付属図面	常用（無期限）		
		②用地取得の経緯が記録された文書	30年	・契約書	
		③国有財産台帳の価格改定の経緯が記録された文書	10年	・用途廃止関係	
		④国有財産を処分するための決裁文書	5年	・国有財産台帳登録資料	
		⑤①から④までに掲げるもののほか、国有財産に関する重要な経緯が記録された文書	5年		
		⑥①から⑤に含まれない軽微な文書	5年		廃棄
10 国有財産使用許可に関する事項	国有財産の管理（許可）	国有財産を管理するための決裁文書	使用許可期間終了の日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用許可関係</li> </ul>	廃案
		国有財産管理のための確認等の軽微な文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団排除に関する照会</li> </ul>	廃案
11 借地・占用許可に関する事項	国有財産の管理（許可）	国有財産を管理するための決裁文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>借地・使用承認・道路占用・河川占用</li> </ul>	廃案
12 物品の管理に関する事項	物品の管理	物品の取得・処分等に関する文書	常用（無期限） 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品管理簿</li> <li>物品供用簿</li> <li>調達・契約に関する文書</li> <li>不用決定に関する文書</li> <li>物品管理に関する文書</li> <li>金券管理簿</li> </ul>	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
13 統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書 ②統計の承認に関する経緯が記録された文書 ③統計の実施に関する経緯が記録された文書 ④調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの） ⑤統計の集計結果に関する文書 ⑥統計の二次利用のための調査票情報文書 ⑦統計の集計結果の正確性の検証のための文書	10年 調査規則で定めている期間又は調査計画に定める期間 20年 永年	・基本方針 ・基本計画 ・要領 ・承認申請書  ・実施案 ・事務処理基準  ・調査票  ・調査報告書  ・調査票情報  ・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報	以下について移管 ・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書
14 広報に関する事項	広報	①広報に関する文書  ②①のうち軽微なもの	5年 3年	・広報資料 ・報道発表資料  ・パークボランティア募集 ・調達情報 ・開催案内 ・結果報告 ・関連資料	移管  廃棄
15 職員の交替に関する事項	事務所長等の交替	事務所長、統括自然保護企画官、課長等の交替に関する文書  上記以外のもの	3年  1年未満	・事務引継書  ・引継書	廃棄  廃棄
16 所管する会議に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	会議	①会議に関する文書（管内連絡会議会議、検討委員会等） ②軽微な会議に関する文書	5年 3年  1年未満	・会議資料 ・出席者名簿  ・会議資料 ・出席者名簿  ・所内打ち合わせ会議資料	廃棄
17 他の行政機関等が所管する業務に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	他の行政機関等が所管する業務	他の行政機関等が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書	5年	・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・届出 ・申請 ・依頼 ・協議 ・事務連絡	廃棄
18 官報の掲載に関する事項	官報掲載	官報掲載文書	5年	・官報原稿の送付に関する文書 ・印刷誤り・原稿誤りに関する文書	廃棄
19 証明書に関する文書	証明書	各種証明書に関する文書	5年	・各課の業務に属する身分証明書に関する文書	廃棄
20 通知・通達等に関する事項	通知・通達等の管理	所管する業務に関する照会・通知等に関する文書	5年	・通知・通達（環境省・環境省以外） ・積算資料関係 ・届出・提出・公表関係 ・雑件	廃棄
21 職員の委嘱・派遣等に関する文書	委嘱・派遣・講師依頼	他機関からの委嘱・派遣等依頼文書等 職員の講演等に関する文書	5年	・委嘱依頼 ・派遣依頼 ・承諾書 ・依頼に関する文書 ・受諾に関する文書	廃棄
22 契約行為に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	契約行為	所管する業務に係る契約行為に関する文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	・契約に関する文書 ・報告書 ・物品の購入に関する決裁関係	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
<b>備考</b>					
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。					
1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書					
2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書					
3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書					
4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書					
5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書					
6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書					
7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書					
8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議					
9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議					
10 特定日 第14条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）					
二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。					
三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参考し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。					
四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」（平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長）及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考え方について」（平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館）に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態（新型コロナウィルス感染症対応）に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。					
五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。					
六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定（保存期間）が存在する場合は、それぞれの規定（保存期間）に従うものとする。					